

# 65歳以上の方の 介護保険料が変わります

高齢化がますます進展し、介護給付費は年々増大しています。平成18年度から平成20年度(第3期計画期間)の介護保険制度の運営に係る総費用から、第3期介護保険料の基準額が46,800円(年額)になりました。平成18年度から介護保険制度では、要介護状態にならないことを目標に予防重視型のサービスを取り入れ、また、地域に暮らす高齢者やその家族を介護・

福祉・医療など様々な面から総合的に支えるための地域包括支援センターを設置するなど、より利用者のニーズにそったサービス提供が可能となります。

平成18年度からはこれまでの第2段階を細分化し、より所得の少ない方に配慮した6段階の保険料設定となります。

保険料段階の  
区分が変わります

激変緩和措置

高額介護サービス費

利用者負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分を高額介護サービス費として払い戻し、利用者の負担軽減を図ります。また、所得の少ない方(保険料段階が1〜3に該当する方)には、負担が過重にならないよう、上限額を別途設定しています。対象者には町から通知します。

特定入所者介護  
サービス費

所得の少ない方(保険料段階が1〜3に該当する方)の施設利用が困難にならないよう、自己負担に限度額を設け、それを超えた分については、特定入所者介護サービス費として保険から支払われます。なお、軽減を希望する方は町に申請が必要となります。

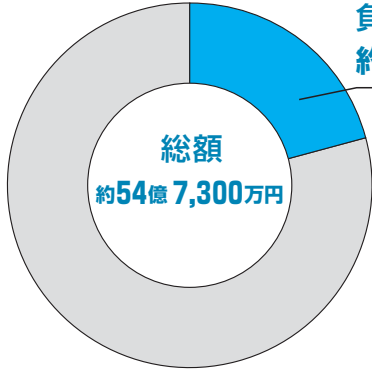
社会福祉法人  
利用者負担軽減

介護保険サービスを行う社会福祉法人等が、その社会的役割から、所得が低く特に生計が困難な人に対して、利用者負担を軽減します。

◎問い合わせ

子育て介護課

☎内線 314



※平成18年度～20年度までの介護保険制度を維持し、サービスを提供するためにかかる総費用(約54億7,300万円)のうち、65歳以上の方の介護保険料負担分(約11億3,800万円)

保険料一覧表 (平成18年度)

所得段階	大磯町の基準額 × 割合	保険料 (年額)
<b>第1段階</b> ●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.50	23,400円
<b>第2段階</b> 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	基準額 × 0.50	23,400円
<b>第3段階</b> 世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	35,100円
<b>第4段階</b> 本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税の方がいる方	第1段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.66 30,888円
	第2段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.66 30,888円
	第3段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.83 38,844円
<b>第5段階</b> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	第1段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.75 35,100円
	第2段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.75 35,100円
	第3段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 0.91 42,588円
	第4段階からの激変緩和措置対象者	基準額 × 1.08 50,544円
<b>第6段階</b> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.50	70,200円

※基準額(年額) 46,800円